

千葉市都市局予定価格等の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市都市局が発注する業務委託又は修繕（以下「業務委託等」という。）の予定価格、最低制限価格（以下「予定価格等」）の公表に関し必要な事項を定める。

(公表対象)

第2条 予定価格等は、競争入札により執行する業務委託等において公表する。

(公表金額の表記)

第3条 予定価格等の金額は全て消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

(公表時期及び内容)

第4条 予定価格は落札者を決定した日から公表すること（以下「事後公表」という。）とし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第10条に規定する予定価格とする。

2 業務委託等の入札が不調となったものを再度発注する場合において、市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格は業務委託等を発注した日から公表すること（以下「事前公表」という。）ができるものとする。

3 第1項又は前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格を事前公表とすることができるものとする。

4 最低制限価格の公表時期及び内容は以下のとおりとする。

(1) 最低制限価格を設けることについては、事前公表とする。

(2) 最低制限価格は、事後公表とし、算定方法は千葉市都市局業務委託最低制限価格運用要領（平成15年4月1日施行）第3条に定める。

(公表方法)

第5条 公表は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとする。

ア 千葉市ホームページの入札情報等ポータルページ

イ 入札調書

ウ その他必要と認めて定める方法

(公表期間)

第6条 公表は、次の各号に掲げる価格により、それぞれ当該各号に定める期間において行うものとする。

(1) 予定価格 落札者を決定したときから契約終了時の翌年度終了まで

(2) 最低制限価格 落札者を決定したときから契約終了時の翌年度終了まで

(補足)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この要領による規定は、平成22年4月1日以降に発注する業務委託等に適用する。

2 最低制限価格の公表に関する事務取扱要領（平成21年6月16日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。